

視点

日本における スポーツ仲裁制度の設計

——日本スポーツ仲裁機構
(JSAA) 発足にあたって

道垣内 正人

ス ポーツ競技またはその運営をめぐるアスリートと競技団体との間に紛争が生ずることがある。たとえば、国際的な競技会への代表選手決定をめぐるトラブル、ドーピング検査結果に基づく出場停止等の処分に対する不服などである。しかし、このような紛争の多くは、法令を適用して解決すべき権利義務や法律関係に関する争いではなく、裁判所法3条の定める「法律上の争訟」とは言えず、提訴しても門前払いされることになる¹⁾。また、司法審査を受けられる紛争であつ

ても、裁判には相当の時間を要し、人生のある時期においてのみ最大の能力を発揮することができる選手の側からみれば、意味ある解決にはなり得ないし、費用の点も障害となろう。

スポーツをめぐる紛争についてしかるべき解決の場がないとすれば、不服を抱く者は泣き寝入りを余儀なくされ、不満がしこりとなっていつまでも残ることになる。そして、仮にその決定に瑕疵があるとすれば、それは、アスリートの権利を不当に侵害したまま是正されないということの意味する。また、スポーツの運営に対する疑問が社会に広く共有される事態となれば、スポーツが本来人々に与えるべき爽やかな感銘にも影が差すことになってしまう。一定のルールの下で正々堂々と競われることがスポーツの前提条件である以上、こういった事態を改善し、スポーツに関するルールの明確性・透明性を高めることは、健全で活力あるスポーツ界を作り上げる上で極めて有意義なことであると考えられる。

このような見地から、本年4月7日、日本スポーツ仲裁機構 (Japan Sports Arbitration Agency: JSAA) が設立された。以下では、日本のスポーツ界において機能する仕組みはどうあるべきかを検討し、当初の運営を委ねられた者の立場から、この機構とそのもとの仲裁を規律する「スポーツ仲裁規則」の概要を紹介することとする。

JSAA 設立経緯とその組織

日本でも1992年に日本スポーツ法学会が設立されてスポーツ紛争の処理についての研究が行われてきていたが²⁾、スポーツ界の側からスポーツ紛争解決制度を作る必要があることが公式に提言されたのは、1998年1月の「我が国におけるアンチ・ドーピング体制につい

1) 東京地判平成6・8・25判時1533号84頁は、スポーツ競技における順位、優劣等の争いについては、それが私人の法律上の地位に直接影響しない限り、司法審査の対象となる法律上の争訟ではないとしている。これは、自動車レースにおいて競技会審査委員会が課した1周減算のペナルティについて、誤りであると主張した競技者の申立てをその種の自動車レースの統括団体が退けたことを不服として、その競技者がペナルティの取消しを求めて裁判所に提起したものである。東京地裁は、競技会における順位という事実の確認そのものを求める請求ではないもの(そうであれば当然不合法)、そのペナルティの有効無効によって自動的に順位が確定されるから、実質的には順位確認の請求にほかならず、その請求が認容されても原告の法律上の地位に直接影響するものでもないとの理由で訴えを却下している。

2) たとえば、齋藤健司「フランスにおけるスポーツ紛争処理制度の形成」日本スポーツ法学会年報9号139頁(2002)参照。また、同学会にはADR研究専門委員会が設置されている。

て」と題する報告書においてであった³⁾。これは、世界的なドーピングに対する規制強化の動きに対応して⁴⁾、日本でもアンチ・ドーピングの中心となる組織を設立して規制を強めていくべきことを提言するとともに⁵⁾、それに伴って発生することが予想されるドーピング検査結果に基づく出場停止等の処分の可否をめぐる争いを解決する仲裁機関の設立を勧告するものであった。

これを受け、1999年12月、日本オリンピック委員会(JOC)の研究会として「スポーツ仲裁研究会」が設置され、具体的な検討が行われた。国際的には、1984年に国際オリンピック委員会(IOC)が「スポーツ仲裁裁判所(Court of Arbitration for Sport: CAS)」を設置し(中立性確保のために、1994年にIOCから独立して「スポーツ仲裁国際理事会(International Council of Arbitration for Sport: ICAS)」に移管されている)、長野オリンピックの際の紛争をはじめ、多くのスポーツ紛争を解決している⁶⁾。したがって、このCASの経験に学んだところが大きいことは言うまでもなく、その他、アメリカ仲裁協会(American Arbitration Association)でのスポーツ仲裁や、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則などを参考に、日本に相応しいスポーツ仲裁規則案が作成された。その一方、2000年11月には48のスポーツ団体に対してスポーツ仲裁に関するアンケートを実施し、79%から仲裁機関が必要であるとの回答を得る等の結果を得た⁷⁾。そ

して、2002年8月からは、上記研究会の報告書を基礎として、JOC・日本体育協会・日本障害者スポーツ協会の3団体からの委員を含む「日本スポーツ仲裁機構創設準備委員会」による検討の結果、2003年4月7日、法人格なき社団として、JSAAが設立され、スポーツ仲裁規則が採択された。

JSAAは、直接に仲裁判断をするわけではなく、仲裁規則を用意し、申立てを受け付け、連絡等を行うという事務を行うだけであるが、中立性の確保は重要である。というのは、運営資金は上記3団体からの拠出金(初年度各300万円、計900万円)に頼るほかなく、選手側から見れば、相手方となるべき競技団体の組織のように映るおそれがあるからである。そこで理事を9名とし、そのうち、6名は上記3団体が各2名を任命するものの、うち少なくとも1名は競技者又は元競技者でなければならないこととし、さらに、その6名が3名の中立理事を選任することによって、いずれの側も単独では多数意見を形成することができない仕組みになっている⁸⁾。

スポーツ仲裁規則の概要

スポーツ仲裁規則は5つの章、全53条で構成されている。以下、若干のポイントについて概観する。

1 対象となる紛争

スポーツ界の紛争には、町のソフトボール大会の組合せをめぐる争い、コーチの選手に

3) 日本オリンピック委員会と日本体育協会が中心となって1996年に設立された「アンチ・ドーピング体制に関する協議会」の報告書である。もっとも、そこではCASのアジア支部を日本に設置することが念頭に置かれていた。

4) 世界的なアンチ・ドーピング強化の動きは、1998年夏のフランスの自転車競技会におけるドーピングの大量摘発が直接の引き金となって、1999年11月に「世界アンチ・ドーピング機構(World Anti-Doping Agency: WADA)」が設立され(<http://www.wada-ama.org/en/tl.asp>)、そのもとで、アンチ・ドーピング・コードが作成されている。

5) 2001年9月に「勸日本アンチ・ドーピング機構(JADA)」が設立されている(<http://www.anti-doping.or.jp/>)。

6) 小田滋「長野オリンピックにおけるスポーツ関連紛争の解決——スポーツ仲裁について」ジュリ1127号94頁(1998)、小寺彰「スポーツ仲裁裁判所」法教212号2頁(1998)参照。CASは、法律上はローザンヌを仲裁地とし、スイス法を仲裁手続準拠法とする仲裁であり、長野オリンピックの際も日本で実際の審理は行われたが、あくまでもスイスを仲裁地としている(<http://www.tas-cas.org/>)。

7) この背景には、シドニー・オリンピックへの水泳選手選考からもれた千葉すず氏が2000年5月に日本水泳連盟を相手取ってCASに申し立てた仲裁事件が大きく報道され、スポーツ仲裁についての認識がスポーツ界に広まったことがあるように思われる。この仲裁手続は、スイスの単独仲裁人により日本において英語でスイス仲裁法に従って行われた。仲裁判断では、選手選考自体には問題ないとされたが、選考基準を事前に公表していなかった点には落ち度があるとされ、水連は1万スイス・フラン(約62万円)の支払を命じられた(CAS 2000/A/278)。いずれにしても、この仲裁判断により紛争に決着がついた点がスポーツ界には評価されたものと思われる。

8) 「日本スポーツ仲裁機構規程」は、「スポーツ仲裁規則」及び「スポーツ仲裁人報償金規程」とともに、<http://www.jsaa.jp/>に掲載している。

対するハラスメントの告発、競技会の運営団体とスポンサー企業との契約解釈をめぐる対立等、様々なものがあろう。しかし、JSAAが現段階で対象とするのは、JOC等の上記3団体及びその加盟・準加盟団体のした決定に対して競技者・チーム等が争うというタイプのものに限定されている(2条1項・9条1項)。これは、人的、物的にあらゆる紛争を引き受けることは当面は困難であることによる。その結果、競技会への参加不適格決定、代表競技者の選定決定、ドーピング検査結果に基づく処分決定等を争うものに限られる。このタイプの紛争は、対等な当事者間の争いではなく、行政機関の処分を争う行政訴訟に類似したものと言えよう⁹⁾。

なお、競技中になされる審判の判定も広い意味では競技団体の決定であるが、これは事柄の性質上、その場その場での判断の確定が必要であって、そうでなければ機能しないので、審判の判定は対象から明文で除外している(2条1項)。

2 仲裁合意

仲裁である以上、仲裁合意は不可欠である(2条2項)。理想的には、競技団体として、その決定について不服がある場合にはJSAAのもとでの仲裁によりなされる判断に従うという仕組みを採用し、それを前提に競技者がJSAAに仲裁申立てをすれば自動的に仲裁合意ができることが理想である¹⁰⁾。そのため、JSAAとしては、競技団体に対して、そのよ

うな規定を明文化すること又は理事会等でのような趣旨の決定をし、それを競技者に周知するという措置を求めている。しかし、現在のところ、まだそのような措置はとられていないので、JSAAに競技者からの申立てがあった場合¹¹⁾、それを競技団体に伝えて、仲裁に応じるか否かの意思確認をすることになる¹²⁾。

3 仲裁申立てのコスト

1のことから、申立人は競技者側だけであり、申立料金は5万円である¹³⁾。弁護士費用等は自己負担であるが、それ以外には手続費用も仲裁人報償金も一切負担する必要はない(51条)。そして、仲裁判断において競技者の申立てが認められた場合であって、競技団体側の非が極めて大きいようなときには、申立人が負担した費用の全部又は一部をも相手方が支払うべき旨の決定がなされることもあり得る(44条3項)¹⁴⁾。

4 仲裁人の選任

仲裁人は原則として3名であり(21条)、各当事者が1名を選定し、その2名が1名を選定する(22条)。仲裁人は当事者との利害関係がない中立的な者でなければならず、原則として、JSAAが作成する「スポーツ仲裁人リスト」の中から選任することとなっている(20条)。このリストには、現在、法学者と弁護士計33名が掲載されている¹⁵⁾。個々の紛争処理はこのように事件ごとに選任される「スポーツ仲裁パネル」の多数決によりなされる。

9) なお、執筆時にはまだ可決成立していないが、新しい仲裁法によれば、仲裁判断は「当事者が和解することができる民事上の紛争」(13条1項)(これは、「法律上の争訟」のうちの一部であると解される)についての仲裁合意が前提となっており、そのような場合には仲裁法の適用があることになる。

10) ただし、裁判になじむ紛争について、仲裁による解決だけを認め、裁判所への提訴を禁止するような措置を競技団体がとることは妥当ではなく、競技者側が望めば仲裁による解決を選択でき、競技団体はこれを拒否できないという片面的拘束性を有する規定(ただし、競技者が仲裁を選択した場合には、競技団体はそのことを妨訴抗弁として提出することができる)とすべきであろう。

11) 本来は、仲裁合意の存在は仲裁申立書の記載事項の1つである(13条1項(2))。

12) これは決して健全な状態ではなく、どうしても仲裁による解決を望む競技者の中には、マスコミを通じて世論の圧力を利用し、競技団体に仲裁に応じさせるという手段をとることも考えられる。

13) これはアスリート保護に基づく政策的な措置であり、その申立てが認められない場合には、JSAAとしては仲裁人報償金(原則として1人5万円)を含めすべての費用を負担することになるので、確実に赤字となる。

14) JSAAの負担すべき手続費用や仲裁人報償金の全部又は一部をも競技団体が支払うべき旨の決定もあり得る(44条2項)。

15) JSAAが特に合理性があると判断すれば、リスト外からの選任も認められる(20条3項)。このようなリストを作成している目的は、仲裁判断の質の維持のためであり、仲裁人候補者によるスポーツ仲裁法研究会を年に数度開催して、仲裁規則の適用、ドーピングの実際、その他スポーツ法一般についての知見を向上させていくこととしている。

5 時間的制約

スポーツ紛争の多くは、競技者の選手生命には限りがあること、競技会の開催までに解決しなければ意味がないことなどから、迅速な解決が求められる。また、競技団体としても、いつまでも過去の決定について争われる可能性が残るとすれば運営上支障をきたすおそれがある。そこで、通常の場合は審理終結から3週間以内(42条1項)、また、特に迅速な解決が必要な場合には、「緊急仲裁手続」として1名の仲裁人による可及的速やかな仲裁判断が下される(50条)¹⁶⁾。他方、申立ては、競技者がその決定を知った日から4週間以内、またはその決定の効力発行日から6週間以内にJSAAに到達しなければならないこととなっている(12条)¹⁷⁾。

6 仲裁判断

仲裁パネルが最も工夫を求められるのは、競技者側の申立てに理由があると判断した場合に、具体的にどのような仲裁判断を下すべきかについてであろう。仲裁手続の厳格性及び判断理由の論理性はいささかもゆるがせにすべきではないが、通常の民商事仲裁とは異なり、仲裁判断において何を命ずるのが紛争解決に繋がるのかについては柔軟さが求められる。たとえば、競技会の運営に瑕疵があり、1チームの権利が侵害されたからといって、そのチームの求める大規模な競技会全体のやり直しをそのまま命ずることは現実的ではないであろう。また、A・B・Cの3名の代表選手が決定され、選出されなかったDによる仲裁申立てに理由がある場合、Bに代えてDを選出せよという命令、単にDを選出せよという命令、選手選考をやり直せよという命令等のうち、何が最も相応しいのかについての一般論は困難であろう¹⁸⁾。

いずれにしても、仲裁判断は最終的なものであり、当事者双方を拘束する(48条)、競技団体に何らかの措置を命ずる場合、それが裁判になじまない紛争についての仲裁判断である場合には、裁判所による強制執行もできず、結局は、競技団体の自主的な履行によるほかない。競技団体にとって履行不能な内容の仲裁判断により、この紛争解決システムのクレディビリティを損なうことのないよう、仲裁判断のあり方については今後さらに詰めた議論が必要であるように思われる。

おわりに

日本におけるスポーツ仲裁はまだ生まれたばかりである。この段階で将来を語るのは早すぎるであろう。肝心なことは、実績を重ね、競技者及び競技団体の双方からの信頼を勝ち取っていくことである。そして、徐々に対象とする紛争を拡大していき¹⁹⁾、より多くのアスリートに紛争解決の途を開き、明るいスポーツ界になればと思う。そして、JSAAの存在と活動がスポーツ界にフィードバックされ、透明性の高い合理的なスポーツ界の運営が実現して、JSAAは開店休業となるのが理想であることは言うまでもない。

* 校正段階において、第1号事件として、日本ウェイトリフティング協会によるコーチの資格停止決定を争う仲裁申立てがあった(6月17日受理)。この事件では、申立てに先立ち、申立人が相手方から仲裁に応ずる旨の回答を書面できるといって仲裁合意がなされている。

6月20日現在、仲裁人選任の手續中である。(どうがうち・まさと=日本スポーツ仲裁機構・機構長/東京大学教授)

16) このほか、仲裁人は、たとえば代表選手選考をめぐる争いにおいて、選手枠に余裕があり、特に必要があると認める場合には、とりあえず出場させよ、という仮の措置を命ずることもできる(49条)。

17) この12条の規定は、JSAA発足時にはそれまで争うことができないまま眠っていた紛争を掘り出し、必要があれば救済を与えるため、2003年6月1日以前にされた競技団体の決定に関しては、当分の間、適用しないこととしている(6月2日にこの旨を定める附則2追加の理事会決定をした)。

18) シドニー・オリンピックへのレスリング・アメリカ代表選手の選考をめぐる争いが泥沼化したLindland事件について、道垣内正人・アメリカ法(2003近刊)参照。

19) 一方では、アマチュア・スポーツ全般にわたる紛争解決を目指す場合、申立費用5万円という仕組みを維持するためには、基金の創設等による人的・資金的な手当てが不可欠である。他方、プロ・スポーツ界の紛争を対象を広げるとすれば、弱者保護の色彩を後退させた商事仲裁に近い規則を別途制定する必要がある。